ご注意ください

特定非営利活動法人に関する申請・届出書類について原則、押印が不要となりました。

行政手続の見直しの一環として、令和３年４月１日以降に岐阜県へ提出いただく、申請・届出書類については、原則として申請・届出者の押印が不要となりました。

ただし、役員変更届に添付が必要な就任承諾書など、申請・届出者と別の方の意見や意思を確認する書類については引き続き記名押印又は署名が必要となります。

詳細については、県公式ホームページをご確認ください。

https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13251.html

岐阜県環境生活部県民生活課

ＮＰＯ・宗教法人係

電話　058-272-1111　内線2389